

官民競争入札等監理委員会
第202回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第202回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成29年11月1日（水） 9:57～11:55

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - （独）国際観光振興機構／通訳案内士試験事業
 - 水産庁／水産物流通調査業務
 - （国）宇宙航空研究開発機構／広報普及業務支援
 - （国）日本原子力研究開発機構／個人被ばく管理に係る業務
 - 厚生労働省／労働保険加入促進業務
3. 第38回公物管理等分科会の審議結果報告について
4. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】
5. その他【非公開】
 - 契約変更等に係る審議の諮り方について
 - 終了プロセスについて
6. 閉 会

○稲生委員長 それでは、定刻より少々早いですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

第202回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきたいと存じます。

本日は議事次第のとおり、2から5まで審議をいただきたいと思っております。このうち、途中、議題4と5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思っております。

それでは、議事次第2の実施要項(案)について5件の審議をいただきたいと存じます。実施要項(案)につきましては、事業主体からの説明に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。質疑は、各小委員会ごとに行うことといたしたいと思っております。

まず、小委員会Aの3件でございますが、(独)国際観光振興機構／通訳案内士試験事業、それから、水産庁／水産物流通調査業務、(国)宇宙航空研究開発機構／広報普及業務支援につきまして、古笛主査よりご説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○古笛委員 では、小委員会Aで担当させていただきました3件についてご報告させていただきます。

まず1件目ですけれども、国際観光振興機構による通訳案内士試験実施業務についてです。まず、1-1に沿ってご説明させていただきますが、参考資料が2枚あるのでご覧ください。

通訳案内士とは、報酬を得て通訳案内を行うことを業とする者です。この通訳案内士の試験を毎年1回、観光庁長官が行っております。その実施業務についてです。

本事業ですけれども、参考資料の「通訳案内士試験実施業務に係る契約状況等の推移」をご覧ください。これによりますと、元々は平成19年度に一度事業選定され、平成21年から22年度実施事業において市場化テストを実施していました。しかしながら、この試験制度自体が変更されることになり、時期も決まらなかったため、その後、複数年度契約が困難となり、市場化テストの実施を見合わせていました。24年、25年、26年になります。27年度開始事業までに総合評価落札方式による一般競争入札で事業を実施していましたが、また改めて平成28年度に事業選定されましたので、今回、再度の市場化テストを実施することになりました。

市場化テストの実施に関して機構が行った取り組みですけれども、まず、願書受付業務について、書面と電子、いずれも受け付けを実施していますけれども、書面受付のみを委託対象としていたものについて、受付業務の効率化という観点から、電子受付についても委託対象に加えています。あと、初期投資の平準化という観点から、従来は2年の実施事業期間であったものを3年に延長いたしました。そのほか、情報開示の充実ということで、従来の実施に要した経費ですとか、人員、施設及び設備等について詳しく報告をするということにいたしました。

委員会では、この実施要項（案）についての修正は特に必要ないという意見だったのですけれども、本年5月の法改正によって、通訳案内士の資格がなくても有償で通訳案内ができるようになりました。そうすると受験数が大幅に減るのではないかと。そうすると事業の複数年化によるリスクが生じて事業者に負担となるのではないかとという意見が出ました。これについて機構のほうでは、直近の受験者数にはさほど影響は出ていない。機構としては、資格を取ることのメリット、インセンティブが、ある程度付与されれば影響は出ないというふうに認識しているとのことでした。今後、制度変更に対応した受験者の拡大策については、有識者委員会で検討する予定ということでした。複数年化についてはリスクがないわけではないけれども、初期投資の平準化という観点から、より長期ということも考えたけれども、このような点も踏まえて、むしろ3年としたものであるという意見でした。

パブリックコメントも実施され、2者から17件の意見が寄せられています。1つ、入札対象地域に準会場は入れないほうがよいという意見が出てきました。準会場となると、1人でも出願者がいればそこで実施する必要があるけれども、事前準備を含めてなかなか大変となるので、準会場については非効率であって難しいのではないかとという意見が出たので、これについては入札対象地域から準会場を除くことになりました。

請負報酬の減額についての意見がございました。何か事業者の不備という事項が起きた場合、契約相当額の5%減額を行うということになっていたんですけれども、ここは最大5%と、もともとそういう趣旨だったので、表現をそのようにしているということです。市場化についてはこのとおりということで、お願いしたいと思います。

2件目に入ります。2件目は資料2-1に従ってご説明をさせていただきます。これは「農林水産庁／水産物流通調査業務」についてです。これも参考資料を2枚付けておきましたので、それに合わせてご説明させていただきます。

この水産物流通調査というのは、全国の主要漁港における主要品目の水揚量ですとか、卸売価格ですとか、水産物の在庫量等、水産物の需給、価格の動向を把握するための調査、情報収集を行うものです。契約状況等の推移にありますとおり、今回は市場化テストが2期目となっています。実は、1期目ですけれども、平成27年から29年の現契約は複数の入札はありました。ただ、予定価格内というものが1件だったので、引き続き継続となったものです。

この事業評価を踏まえた対応についてですけれども、まず、応札しなかった事業者へのヒアリングなどを行い、情報開示の改善の余地を確認すべきではないかとという評価がなされていたところ、今回、入札には参加したけれども落札できなかった事業者にヒアリングしたところ、実は、年間・月別・期別で調査対象区域が異なると勘違いしていたということでした。すなわち、年調査というのは200地区、月調査は40地区、あるいは、物によっては32地区ということですが、それぞれ別々と思っていたところ、そうではなく、重なるところであったということで、想定していた対象区がかなり違っていたという勘違いがあったので、むしろ、それが分かっていたら安く入札できたという意見があったので、

実施要項自体に詳しく書いたりとか、それから、入札説明会において、誤解を与えないように丁寧に説明するということになりました。

審議におきましては、特にこの実施要項（案）の訂正という話が出なかったのですが、ただ、実施要項の中でサーバーのスペック等についての記載があります。というのは、オンライン調査システムで行いますが、その中でパソコンの動作環境について、OSはWindows8.1であるとか、7SP1であるとか、詳しいことが書かれているのですが、むしろそれは、例示、参考ということではないかということなのです。2-2の8ページあたりにそのような記載があります。

水産庁のほうでは、これは一般的なものなので特に事業者の負担となるものではないという意見だったので、むしろ一般的なものを使っていない事業者のほうも、専門的な業者さんであれば、調査業務などでは特に多いので、これはもう例示ということではないかという意見が出ましたので、そのとおり参考例示ということに修正をさせていただいております。

パブリックコメントについては、特に意見は寄せられませんでした。これについても、2件目についてもお願いしたいと思います。

次、3件目になります。3件目も3-1に沿ってご説明させていただきます。参考資料も併せてご覧ください。3件目は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の事業及び宇宙航空全般にわたる広報普及活動の事業についてです。

具体的にどのようなことが行われるのかということ、かなり幅広い広報業務が行われるので、そのあたりを参考資料として付けております。

今回、事業期間は3年間で市場化テストは2期目になります。契約状況等の推移をご確認いただきたいと思っておりますけれども、27年から3年間実施してまいりました。この契約状況等の推移をご確認いただくと分かりますとおり、ずっと事業者が変わらず続いておりますので、新規参入の促進を図るべきではないかということで検討をいただきました。

今回は、仕様内容を精査していただいて、そして民間事業者の新規参入ハードルを下げるという意味で、映像制作ですとか海外展示、打ち上げ広報コンテンツ制作というものを除外したということで、この対象となる事業を、同じ広報業務ということでかなりいろいろお願いしていたものを、一部を除外したということにしました。

それから、広報業務ということで、より幅広い事業者へ周知していただくということで、映像制作会社ですとか、代理店ですとか、展示業者などに入札参加への声かけも実施していただくということです。また、公告期間等も延長したということです。

そのほかの修正につきましては、一般的に昨今、どこの事案についても行われているとおり、ワーク・ライフ・バランスの見直しですとか、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定などを追加していただいているというようなことです。あと、管理者、業務実施に係る全体運用管理・進捗状況管理として、総合運用管理者ほか受託側の本業務の担当者の1名が、JAXA広報部執務室内に常駐する体制ということを求めていたのですけ

れども、それだとなかなか負担が大きいのではないかということで、広報部執務室内に常駐、または、常駐と同等の業務品質を保てる体制をとるというふうに緩和させていただいているということです。

この実施要項（案）の審議につきましては特段の修正というものはなかったのですが、やはり、JAXAの広報活動ということで、より高い広報活動を事業者に実施してもらえるように、インセンティブを与えるというような方法はないのだろうかという意見が出たのですが、なかなか現状では設定しづらいけれども、検討していきたいというご回答をいただきました。

あと、JAXAの行っている事業についても、より幅広く認知度を高めるため、大人だけではなく子どもたち、小中高生からも興味を持っていただけるような広報活動をしたほうが分かりやすいので、広報活動自体の改善も検討してほしいという意見が出て、それも検討していただくということでした。

パブリックコメントについては特段の意見はございませんでした。

3件については以上です。

○稲生委員長 はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いしたいと存じますけれども、委員の先生方、いかがでしょうか。お願いします。

○川島委員 どうもご説明ありがとうございます。3点目の広報普及業務支援についてなんですけれども、資料の3-1の2ページ目の3番目のその他の修正変更の1番目のところに、「加点項目に、『ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標』及び『青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定』を追加」と記載があるんですけれども、資料3-2の10ページのところには、真ん中の黄色のマーカーがしてあるところの（ウ）で、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定状況と記載がされているのみで、この若者雇用に関する記載がないんですけれども、これはどこか別のところにあるのか、その点をちょっと確認させてください。

○稲生委員長 よろしくお願いします。

○事務局 では、事務局よりご回答させていただきます。先ほどご指摘があった点につきましては、10ページのところに、ワーク・ライフ・バランスという形で記載しているんですけれども、その後ろに「等」というふうな表現をつけさせていただいております。この「等」という部分に、先ほどご指摘いただきました、青少年の雇用の促進等に関する法律も含むという意味合いでご理解いただきたいというふうをお願いいたします。

○稲生委員長 具体的にはですね。

○川島委員 そうですね、済みません、私も見落としまして、51ページのところに詳細が記載されているということですね。

○稲生委員長 ええ、51ページの評価項目のところ。

○川島委員 どうも失礼しました。

○稲生委員長 よろしゅうございますでしょうか。このほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○石堂委員 最初の案件ですけれども、法改正があったことの影響がこの資料の中にも出てくるんですけれども、本年5月に法改正があったという、これ、国会で法律が通ったということであれば、その施行というのは、またちょっと時期がずれるのかなという気がします。それで、最初のほうで、年1回以上の試験をやるという表現がある。そうすると、今、11月に入ったところですが、事務局さんが、「直近の受験者数には影響が出ていない」というのは、法律施行後から11月までの間に受験があったんだという理解でいいんでしょうかというのが1点です。

それから、世の中にもう山ほど資格試験ってありますけれども、こういう、例えば、独立行政法人がやる資格試験、これが法改正によって、これは法の読み方によるのかもしれませんがなくてもいいですよ、この資格は要りませんよということを法律で決めてしまったとなれば、資格の要らないところに、あえてその資格試験をやって資格を付与するというのは、世の中、一般的にそういうものなのかどうかというのが、もしわかればという感じなんですけれども、2点、お願いします。

○稲生委員長 これは事務局からお願いします。

○事務局 では、事務局から回答させていただきます。まず、事実関係から、法改正の関係ですけれども、国会が通ったのが5月、公布されたのが6月で、施行されるのは来年1月になります。それで、今回の小委員会の中で、出願者数が直近でさほど減少していないという発言がありましたが、まだ施行は先なんですけれども、実際に法改正の中で、資格がなくても有償で通訳案内ができるようになるという情報が、まだ法が通る前の段階でも一般にそういう情報が入っておりますから、それを踏まえて受験をした人がさほど減っていないということで、小委員会で議論があったところでございます。

もう1点、資格が要らないけれども、それで国家試験として通訳案内士の資格をやっていくことが一般的であるかどうかという点でございますけれども、名称独占と業務独占という考え方がありますが、今まで通訳案内士は、業務独占という形で、その資格を持っていなければ通訳案内として有償でガイドを行ってはいけないというふうになっていたんですけれども、今回、名称独占として、特に資格は持っていないなくてもガイドはできるけれども、ただ、通訳案内士と名乗ることは、その資格を持っていないとできないというふうに変ったところでございます。

それが一般的かどうかというところでございますけれども、例えば、現在の資格ですと、調理師ですとか、名称独占の資格というのは幾つかございますし、また、資格を持っていることのメリットやインセンティブというものを、官公庁ですとか、機構のほうでどんどん積極的にアピールをしていくことによって、そのメリットが、ある程度付与されれば、その資格を持っていることの意味というものはあるのではないかというふう考えていると聞いております。

○石堂委員 それが対応のところにある、制度変更に対応した受験者の拡大策ということなのかなという、そういう理解でよろしいですね。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○石堂委員 はい、ありがとうございました。

○稲生委員長 はい、ほかにいかがでございますでしょうか。はい、お願いします。

○稲葉委員 3つの案件の中の2つ目の案件なんですけど、水産物流通調査業務。この種の統計処理といいますか、調査といいますか、これはオンラインでやるということになっているようですけれども、そんなに特殊な技術を持っている必要もないし、民間ではこんなのはどこでもやっているような話です。それに対して、こういった市場化テストをしながら、こういった業務をできるだけ効率的にやろうとすると、何というんでしょうか、この1部局の1つの単なる調査について市場化するというのが、それはやっておいたほうがいいんですけれども、そんなに意味があるのか。むしろ、例えば水産庁なら水産庁、あるいは、もっと大きく農林水産省でやっているような統計調査みたいなものを広くアウトソースするような、そういうふうに考えたほうがほんとうは効率的になるのか。

もうバラバラバラバラ小さいのをアウトソースし、かつ、それが、どういうわけか知らないけれども、誰でもできるにもかかわらず、ある特定の先に一者応札になっていて、応募先数増加への熱意も何か伝わらないような感じになっていて、何となく全てが中途半端なありようになっているなど。対象の業務が民間一般で簡単にできるような、しかも、民間自身もそれを効率的にやるような努力を日々やっているような業務であるのに、こういう市場化テストをやりながら、業務がより効率的になるような方向に、どうもこれ、行っていないような気がするんです。これを繰り返してもしょうがないのではないかなという感じがいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。なかなか悩ましいところです。私も小委でこの案件を議論したことがあって、確かに、稲葉委員がおっしゃるように、細分化してこういう統計調査を個別に発注したとしても、極端に言えば、ある法人が独占的に実施可能な体制とか、あるいは、これは当然、漁協さんにつながっておりますので、古くからのご関係があったりして、なかなか外部の民間ということで、入りたくてもなかなかそういう古くからの関係とかをないがしろにするような形でうまくいくのかどうか、いろいろありまして、これがなかなか悩ましいところです。確かに、おっしゃるように、各府省さんでもっとトータルにこれを発注するようなことをご検討いただくのも有効なのかなということでもありますので、どうしましょうか、今回はちょっとなかなかこれで枠組みを変えるのは難しいのですけれども、当委員会からのコメントとして、ぜひ、府省さんのほうには、総合的な検討を引き続きお願いしたいということで意見をお返ししたいと、こういう形でよろしゅうございますでしょうか。

○稲葉委員 はい、結構です。

○稲生委員長 では、事務局のほうでは、済みませんが、お骨折りいただいて、府省のほ

うにお返しいただくということでもよろしくお願ひしたい、意見として出していただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして、小委員会Cの案件2件でございますが、(国)日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務、それから厚生労働省の労働保険加入促進業務につきまして、尾花主査様よりご説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○尾花委員 はい。個人被ばく管理に係る業務、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務について審議しましたので、まずはご報告いたします。

参考資料委員限り、「個人被ばく管理に係る業務」事業概要という2枚もののプリントをご覧ください。この業務は、東海村にございます核燃料サイクル工学研究所に立ち入る放射線業務従事者及び一時立入者4,000名を対象として、外部被ばく線量、内部被ばく線量の測定・評価を行い、その結果を報告・記録するという業務です。

1枚おめくりいただいて、図がかいてある表をごらんください。こちらの真ん中あたりにあるのですが、左側、外部被ばくを測点・評価する、下に、内部被ばく測定・評価をするという業務でございます。このピンクの部分が契約範囲となっております。

次の契約状況等の推移をごらんください。平成27年度から全て株式会社アセンドという会社が落札しております。こちらは、機構の関係法人ということになっております。昨年度につきましては、上記関係法人以外からの応札をいただくことができたが、予定価格を大幅に超過しており、従来の業者以外には実施要項が、本来の業務を理解するのにわかりにくくなっているのではないかとということが非常に問題となった業務でございます。

そこで、議論のポイントといたしまして、資料の4-1をごらんください。本事業は、市場化テスト2回目ですので、さらなる改善をすべく検討をいたしました。まず、実施要項の審議結果について、形式的なものは除き、主要な部分についてご説明いたします。

論点1として、業務内容は被ばくの測定評価の補助であり、最終的な責任の所在が機構にあることを明示すべきではないかということをご提案いたしました。これにつきましては、委員会では、放射線安全学の工学博士である小佐古先生を事務局の方が呼んでございまして、実際にこの業務がどの程度専門的で難しい業務なのかというところを、アドバイスをいただきながら審議を進めました。小佐古先生のご意見によりますと、これは、あくまでも測定の補助であって、そんなに難しい業務ではないというふうなお話を伺いましたので、それに比べまして、実施要項が非常に困難な専門的な業務を依頼するかのような記載になっているところに注目いたしまして、本来の業務がわかるように修正するというところで、委員会では議論を進めていった次第です。

その結果、論点1の対応としては、機構が最終的な責任を持つということを明示して、あくまで委託するのは補助業務であるということを明確にさせていただきました。

論点2というところで、「確保されるべき対象業務の質」で、たくさんの法令の遵守とい

うのを列挙しているんですが、これは、実施要項でも、質の中で幾つもの法律の遵守まで挙げるところは非常に珍しいというところで、ここに書く必要はないのではないか、参入障壁になる恐れがあるということで、ここの部分は削除していただき、かわりに、手順要領というものがございまして、そちらをきちんと守れば、自動的に法令の遵守が確保できるような仕組みになっているはずなので、その要領書の遵守ということの内容に変更していただきました。

それから、論点5といたしまして、特殊モニタリング、つまり、プルトニウム等のモニタリングのことが業務の内容ではないかと誤解をしてしまうような表記があったので、そこも範囲外としていただきました。

それから、論点6なんですけれども、本業務は、請負とあって、1つの業務をまとめて委託するものであるにもかかわらず、直接、雇用している人によって実施しなければならないというような制限的な記載があったので、そこについては、業務従事予定者が、必ずしも雇用であることを要しないということで訂正をしていただくことになりました。

3、パブリックコメントの結果としては、寄せられた意見はございませんでした。

本件は関係法人以外の応札者も広く求められるように実施要項を改善することが大事な案件だと思いますので、委員の皆様には、何かお知恵があればご意見をいただきたいと思えます。

以上が、個人被ばく管理業務に関する実施要項（案）の説明です。

引き続きまして、労働保険加入促進業務の実施要項（案）の審議をいたしましたので、この点もご報告いたします。

これは、厚生労働省の業務でございます。参考資料委員限り、横長の2枚ものの資料をごらんください。

労働保険というのは労災保険と雇用保険を総称したもののなのですが、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用されています。この事業者は、原則、年1回その年度の保険料額を事業者がみずから申告して納付することが必要なのですが、全国には未手続の事業所が多数、毎年、毎年発生いたします。それは、新しく事業を起こす国民が多いからであってきわめて自然なことなのですが、現状、適用対象となる事業は、この資料の下にございますように、319万事業ございます。

おめくりいただいて、裏面です。このような、未手続事業場の情報を民間事業者に把握していただいて、その未手続事業者へ訪問等をして、適正な加入勧奨をしてもらって、労働保険制度の周知・相談対応をしてもらって、そして、契約の成立にまで至り、その事業の効果的な実施を全国的に適用するというような事業が、この労働保険加入促進事業です。

この事業は、市場化テスト3期目となっています。にもかかわらず、参考資料委員限りの次のページを見ていただきますと、近年は1者応札になっております。

そこで、厚生労働省さんも非常に苦勞されて、今の2ページものの最後のページをごらんいただきますと、競争性確保のための改善点ということで、いろいろしていただいてお

ります。

1期目の事業評価を受けまして、2期目ではインセンティブを設定しようということにし、さらに、全都道府県の地方事務所という事務所の設置を必須としていたんですが、それを撤廃するというような形で制限も緩和していただいています。その他、未手続事業者を把握したり、勧奨したりするには、全都道府県労働局との協議というのは必須なのですが、その正式な協議会の開催件数を年3回から年1回へと緩和したり、この事業には、各事業者が加入推進員というのを準備しなければいけないのですが、その研修を任意にしたり、複数地方事務所による合同開催を可能にするように緩和したり、また、未手続事業者説明会の開催要件を撤廃したりすることによって、事業の改善を図っておられます。でも、全国一括委託になりますと、事業の規模が大きいためか、やはり従来の1者しか応札がございません。

そこで、3期目に当たるので、厚労省さんも検討していただいて、今回の実施要項では、今後の方策として、インセンティブの見直しを考えていただいています。主要なものをご報告いたしますと、契約の成立等の設定目標の一次目標に達しない場合は報酬を減額し、二次目標をオーバーするとインセンティブがもらえると、そのような事業になっています。このインセンティブについては、前までは目標の110%としていたのですが、それよりは質を高めていただいて、よりインセンティブももらえるようにするというので、二次目標の105%増しということに変更していただいています。

それから、今後の方策として、2番目なんですけど、本部だけは設置要件を定めていたんですが、本部も東京都内以外でもいいということにしています。

そのほか、本部の指導員数、つまりこれは地方に散らばって加入勧奨して下さる推進員の指導する人数ですが、3名でなくても1名以上と緩和し、その他、入札可能性がある関係団体に対する積極的な広報を実施する。あと、入札説明会の早期かつ複数回開催、入札公告期間の50日程度の確保。従来、2年間については2年が実施契約期間だったのですが、3年に拡大する等、本実施要項（案）でも非常に工夫はしていただいています。

とはいえ3期目なので、今回また1者になってしまったときに次回どうするかということとは非常に重大なので、今期、一生懸命、できる限りのことをやってくださいということをお願いしている次第です。

では、議論のポイントについてごらんください。2、事業の評価を踏まえた対応。ここで一番重要なのは、発注単位のブロック化はできませんか、全国規模の事業でやることによって競争性が阻害されているのではないかということが一番の問題点です。これについては、国民年金保険料収納事業もブロック化されていますし、厚生年金保険等加入勧奨事業も分割されているので、同様なことはできませんかということだったんですが、厚労省さんとしては、これらの2つの事業は国民を対象とするもので、ご自分の事業は事業所が対象で、国民のばらつきと事業所のばらつきは違うので、ブロック化することによって、事業所の少ないエリアについては不採算の事業ブロックとなってしまっていて、かえって事業

がうまく進められないのではないかということ非常に懸念されていて、ちょっと見合わせているという分析をいただいています。

また、例えば、8ブロック化とすることによって、経費を計算してみたら1億5,000万円ぐらい増加するのではないかという分析をされていますが、やはり、この事業の終了等を考えるのであれば、ここについて精緻な分析をしていただいて、今期の結果をご判断いただく必要があるのではないかということ、委員会ではご意見をさせていただきました。

その他、論点2については、先ほども申したとおり、入札公告について広く広報を行っていくというようなご意向も伺っております。

それで、パブリックコメントについては、1件については実施要項の内容と直接関係のないこと、もう1件については修正を行わないことで対応しております。

以上が労働保険加入促進業務の審議の結果でございます。ご意見をいただけますと幸いです。

以上です。

○稲生委員長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明いただきました2件の内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いしたいと存じますけれども、両方、難件だと思いますけれども、皆様、いかがでしょうか。

○梅木委員 よろしいでしょうか。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○梅木委員 ご説明どうもありがとうございました。理解のために確認ということで質問させていただきたいんですが、資料4-1、個人被ばく管理に係る業務のところ、論点2で、遵守すべき法律が列挙されているので、そこに書く必要はないのではないかと、参入障壁になるおそれということで、こちら削除されたということなんですけれども、手元の資料、4-2を見たところ、ページ3のところには、いろいろな法律が書いてあるんですけれども、これは遵守ということを要求しているわけではなくて、何か、それを見ると、個人被ばく管理に係る業務を行う、以下の法令に基づく管理を行う業務ですということになっているので、意味合いは違うと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○尾花委員 業務の説明として挙げているということで、前は、5/69ページの確保されるべき対象業務の質というところに、これらの法令遵守というのを挙げていたのが、業務の理解に非常に阻害要因になるのではないかと、ここで下げていただいた次第です。

とはいえ、この業務の概要に書いてあれば、それなりに抵抗を感じる業者もいるような気もいたしますが、これは、もしかしたら、今回の入札の状況を見て、改善点として次回に引き継いだほうがいいかもしれないので、事務局のほうで控えていただければと思います。

○梅木委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○川島委員 同じ趣旨で、61ページ目の(3)に請負者は、下記の法規云々かんぬんとい

うことで記述されているので、私、これを見たときには、これを遵守するためにちゃんと要領書に基づいて仕事をしてくださいということで理解していたので、先ほどお話があったように、今後こういう記載そのものが入札において影響するのか、しないのか、その点も念頭に置いてフォローしていただけたらと思います。

○稲生委員長 はい、ありがとうございます。この点、事務局から何かコメントはございますでしょうか。今、言ったように、今後、入札等を進めてみて次回に生かすという形のご意見と、それから、この遵守規定そのものがここにある意味というんでしょうか、何かコメントがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 その旨、次回の実施要項追記の際、引き取るようにいたします。

○稲生委員長 はい、では、そういう形で、とりあえず入札のほうについてはお進めいただきたいということでお願いいたします。

このほかいかがでしょうか。

○石堂委員 労働保険の関係ですけれども、これはやはり全国一本でやっているというところ、結局、この業務を全国的に展開できるという部分が、まず大変な制約になるのだらうと思うんですね。ご検討いただいた中で、ブロックに分けている例があるけれども、それとは違うということが書かれているんですけれども、何が違うかというところの、「本事業の質の困難性」というのは、要するに何がネックなのかということは具体的には書かれていない。また、その続きにありますように、分割により管理経費が増大するというのも、今の1者が全国の分割されたもの全てを請け負えば管理費が増大するという文脈じゃないかなという気がするんです。この管理費の増大というところだけ見ると、それでは、ほかの分割しているところはみんな管理費が上がっているのかということになるので、何か全国1者でやる体制を崩したくないという方向性で書かれているような気がするんです。それで、今回急に分けるといっても無理なんだろうけれども、これはやはり、分割する方向で検討すべきだという基本線を打ち出したほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、最初の被ばくのほうで、これは私の知識不足なのかと思うんですけれども、論点の6のところ、雇用されていることが前提の書きぶりになっているのに対し、「雇用」である必要があるのかというのですけれども、そうすると、従事する人間の立場というのは何なのですかね。受注した会社の雇用者でない。あるいは、その雇用ということの意味内容が、例えば、今の非正規雇用みたいなものとの違いであるのかなとも思うんですけれどね。雇用関係にない者が従事していいというのは、何か私の考えから行けば、ちょっと乱暴じゃないかなという気がしたんですけれども。

○稲生委員長 2点目についてなんですが、尾花委員さんからご回答をお願いします。

○尾花委員 本業務というのは、請負ということで、1つのまとまった成果物を納入してもらおうという業務なんですね。納入の仕方というのは受託事業者に任すべきであって、それを、何人雇用して、例えば、直接雇用してやりなさいというような条件を付しますと、

受託事業者の創意工夫を非常に制限してしまうという内容だと思うんです。ですので、だからこそ、サービスの質で、このような業務を、こういう状態で納入してくださいとお願いする。受託事業者は、その質を達するために、いろいろな方策を講じてもらう。その講じる方法として、直接、雇用しなければならないのか、それとも派遣の方で、ある業務を任せていいのか、そのあたりは事業者の裁量に任せるべきであって、必ず全員、雇用している人によって業務を提供しなければならないと定めることは、制限的なのではないかということですよ。

○石堂委員 わかりました。

○稲生委員長 はい、ありがとうございます。それでは、2点目なんですけれども、これもやはり悩ましいところで、本委員会でも、例えば、自動車検査業務に関して、地域別、ブロック別で実施しているところ、なかなか採算が厳しい地方においては、不落になったりとか、あるいはコストが実質的に上がってしまうとか、結構こういうのがあります。したがって、なかなか、このブロック別がいいのか、悪いのかというのは非常に難しいところでございまして、まさに、委員さんおっしゃるとおりだというふうに思っています。

ただ、今回、やはり2回、こういう形で全国一律ということ突っ走ってきている中で、やはり、ブロック化も試みるべき時期なのかなというふうには私としても思っているところでありますので、今回、実施要項を実際に運用してみないとわからないところではありますけれども、評価の段階で同じように一者応札ということになった場合には、こちらからも、ブロック化についてはご検討を強めていただきたいというふうには申し上げていきたいと思っております。

ただ、これも私個人の意見でございますので、ほかに皆様からご意見があればと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○稲葉委員 今の話も多分、関連してくると思うんですけれども、何でこんなにややこしくなっちゃっているかということ、よくよく見れば、ここでアウトソースしようとしているお仕事は、本来、厚生労働省が都道府県の労働局とともにやるべき本来業務を、民間にインセンティブをつけてやらせてもらおうということにしようとしているから話がややこしくなるんじゃないでしょうか。全国至るところにある事業の中で、労働保険に入ろうとしない、入っていない、あるいは、間違っただけで入らない、そういうところがバラバラある。それはしょうがないんですけれども、そいつをどうやって入れてくるかというのは、言ってみれば、労働保険行政というか、ポリシーの、いわば根幹ですよ。その、入ってこない、入らない、そういう事情は、そういう調査をしながら、あるいは、その事業所に説得をしながら、なぜ入らないのかという問題点を突き詰めて、できれば制度を変更する、そういう判断材料にする、そういうフィードバックを繰り返しながら、その労働保険の中身を適切なものにしていくという政策の一環にあるものだから、こいつだけを切り出して民間にやらせてもらって、効率的にやろうという発想が、多分、行き過ぎているんだろうと思います。とはいえ、じゃあ、全く民間にやらさないで、全部、厚生労働省と都道府県の労働局

がやればいいのかということ、そうでもないだろうと思うんです。

それで、今、言っているような話のうち、そういった仕事の補助的な仕事を切り出して民間に渡す。今、ブロック的に分けてという地域的には縦の感じ、そうではなくて、仕事を横からスパッと切って、本来、厚生労働省と都道府県の労働局の職員がやる仕事のうち、ルーティン的なものを補助的に民間にできるかという横串的な、こっちのほうの切り口を考えたほうがうまくいくんじゃないか。もちろん、その過程でブロック別に縦に切っても構わないんですけれども。つまり、何か1つの大きな仕事をドンとアウトソースするという発想で市場化テストをやっている、ある特殊な集団にそれを委ねないとうまくかないという状況が、いつまでたっても解消しないのではないか。

○稲生委員長 そうすると、稲葉委員さんのご意見に従うと、例えば、参考資料の、例のポンチ絵の2ページ目の業務フロー図なんですけれども、これは尾花委員にもご意見をいただきたいんですが、要するに、真ん中のところを民間事業者のほうに請け負っていただいているところがあるわけで、もし仮に横で切るとした場合、この1、2、3、その他も入れると4つの大きな業務がこの中にあって、例えば、情報収集みたいなことは、本来であれば地方の労働局といいますか、そこが行うべきものであって、これは、例えば民間に行かせないという形で切り離すとか。

○稲葉委員 よくわからないんですが、逆に、情報収集のほうはできるかもしれないと、あるいは、周知徹底とか、相談をするとか、そういうのはお役所に近いほうがやったほうが何か責任を持ってできるじゃないですか。さっきの雇用関係がどうなっているのか、誰のためにそれをやっているのかということにもなるわけで。だから、どれがいいかわかりません、わかりませんが、何となく全部一緒くたになっちゃっていて。

○稲生委員長 なるほど。そういう意味では、そもそもの事業の仕分けじゃありませんけれども、どの部分が受託というか、アウトソースに適しているかどうか、もう一度精査いただくと。つまり、ブロック化をしてというだけではなくてということですよ、その前にまずやるべきことがあるというご意見です。

○稲葉委員 行政って、やっぱり、いろいろ困り事を受け取って、それを公的に解決できるかというサービスをしているところですよ。ここで、そういう大事なところの相談をしたり、周知徹底したりするのを、自分がやらないで民間にやってもらうというのは、何となくおかしい。大事なところを自分がやって、その補助を民間にやってもらうというほうがよろしいんじゃないかと。

○稲生委員長 なるほど、わかりました。4つのうちの2つ目の箱にある労働保険制度の周知・相談対応、これなんかはむしろ行政のほうで対応すべきだというご意見でございます。わかりました。

ちょっと整理する前に、もしよろしければ、代理からご意見をお願いします。

○井熊委員長代理 今の話とはちょっと別の視点なんですけれども、横にスライスするというふうにしなかった場合なんですけど、インセンティブを入れて民間のモチベーション

を高めようというのはいいんですが、インセンティブで競争を高めるためには、アウトプットに対する予測性を高めないとインセンティブというのは効かないわけですよ。そうすると、インセンティブを高めていて全国にやっていると、全国のアウトプットに対する予測性が高い事業者じゃないと民間のモチベーションが高まらないということになるので、そうすると、やはりインセンティブをやっていいんだとすると、やはり僕も、ブロック化して行って、特定のブロックで知識のある人が、インセンティブでモチベーションが高まって頑張って応札してくるというふうにして、そこで事業者が育ったら拡大していくというのが順番なんじゃないかなというふうに思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。それで、今回は、実は、評価の審議ではございませんので、なかなか枠組み自体を変えるのは厳しいということもございますので、今、出た、そもそも仕事の切り分け方、稲葉委員から出たご意見、それから、井熊委員長代理から出た、そのインセンティブのつけ方、ブロック別にといったこと、ちょっと今回の審議の結果を実施要項（案）にはなかなか反映が難しい段階でございますので、いかがでしょうか。とりあえず、実施要項（案）については、このまま入札にかけていただくという形にさせていただいて、それで、評価（案）等を見ながら、今のお二人の意見を参考にしながら、次の機会の枠組みに生かしていくという形にできればと思うので、ちょっと苦しい判断で恐縮なんですけれども、とりあえず、こういう形でいかがでしょうか。いろいろご不満もあるかもしれませんが、今回はそういう対応にさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、実施府省、厚生労働省に対しては、事務局から今、出たご意見、要するに、根幹から見直してほしいという意見が出ておりますので、フィードバックいただきたいというふうに思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見が出ておりますけれども、とりあえずは、「公共サービス改革法第14条第5項」の規定によりまして付議されました実施要項（案）については、監理委員会としては、異存はないということにいたしたいと思えます。

続きまして、議事次第3の第38回公物管理等分科会の審議結果報告について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○栗原参事官 ご説明いたします。資料6をお開きください。

9月26日に第38回公物管理等分科会でご審議がありました。内容は、ヒアリングの対象事業として、国民公園、ここでは皇居外苑、本庁舎からも近いところがございますが、それからあと京都御苑、これは京都の中心部ですが、この維持管理業務、環境省ということでございます。

ヒアリングの内容でございますが、環境省からこれまでの経緯等々ご説明がございまして、以下の委員からのご質問、ご意見がございました。

(1) としまして、現状の駐車場等整理清掃業務委託契約については、改善の余地があるということ。それから(2)といたしまして、同じ国民公園でございますが、新宿御苑

が民間競争入札を導入した経緯がございますので、これを踏まえて民間競争入札を導入してはどうかということがございます。

事業主体の対応といたしましては、皇居外苑、京都御苑につきましても、総合評価落札方式を行うということができると考えているというふうにご回答がありました。ちなみに、新宿御苑につきましては、市場化テストを終了しておりまして、省内でも客観的な立場からのチェック体制を整える予定ということございました。

結論でございますが、環境省より新宿御苑の枠組みも参考にしつつ民間競争入札を導入するという意向が示されました。したがって、導入していく業務の対象範囲、開始時期につきましては、今後、精査を行って、次期基本方針別表に記載するということございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。公物管理等分科会の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、今後、対象範囲、開始時期について精査を行っていただきまして、来年度の公共サービス改革基本方針別表に記載することといたしたいと思えます。

続きまして、議題の4と5につきましては非公開での審議となりますので、傍聴者の方はご退席をお願いしたいと存じます。

(傍聴者退室)

(中略)

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

本日の監理委員会をこれで閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 了 —